

手取川水系流域委員会の進め方 (案)

令和６年９月２７日

北陸地方整備局

金沢河川国道事務所

1. 流域委員会の目的

1. 河川整備計画の内容の点検結果について、意見を述べる。

①流域の社会情勢の変化

②地域の意向

③事業の進捗状況及び進捗見通し

④河川整備に関する新たな視点

2. 河川整備計画の変更が必要となった場合に、
河川整備計画の変更に対して意見を述べる。

→ 対象は、「手取川水系河川整備計画」

3. 河川整備計画に基づく事業について、
事業再評価（継続や見直し等）や計画段階評価、
事後評価について審議を行う。

→ 対象は、「手取川直轄河川改修事業」

2-1. 河川整備基本方針・河川整備計画策定に係る流れ

河川整備基本方針

長期的な河川整備の最終目標

定める事項（河川法施行令第10条の2）

- 当該水系に係る河川の総合的な保全と利用に関する基本方針
- 河川の整備の基本となるべき事項
 - ・基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分に関する事項
 - ・主要な地点における計画高水流量、計画高水位、計画横断形に係る川幅、流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関する事項

河川法第16条

河川整備基本方針の案の作成

意見聴取

河川整備基本方針の決定・公表

（一級河川の場合）
社会資本整備審議会

（二級河川の場合）
都道府県河川審議会

河川整備計画

河川整備基本方針に沿って定める中期的な具体的な整備の内容
（計画対象期間：20～30年）

定める事項（河川法施行令第10条の3）

- 河川整備計画の目標に関する事項
- 河川の整備の実施に関する事項
 - ・河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要
 - ・河川の維持の目的、種類及び施行場所

河川法第16条の2

河川整備計画の案の作成

意見聴取

意見を反映させるために必要な措置

意見聴取

河川整備計画の決定・公表

学識経験を有する者

関係住民

（一級河川の場合）
関係都道府県知事
（二級河川の場合）
関係市町村長

流域委員会

河川工事、河川の維持

2-2. 手取川水系河川整備基本方針，河川整備計画の策定経緯

平成15年10月

手取川水系河川整備基本方針 策定

【河川整備を行うに当たっての長期的な基本方針及び河川整備の基本となるべき事項を定めるもの】

第1～7回 手取川水系流域委員会
(平成16(2004)年度～平成17(2005)年度)

平成18年12月

手取川水系河川整備計画 策定

【概ね30年間における河川整備の目標、河川工事や維持に関する事項を定めるもの】

第1回 手取川水系流域委員会（※再設置）（令和4年12月）

①河川整備計画の点検「手取川水系河川整備計画」

②事業再評価「手取川直轄河川改修事業」

令和6年7月

手取川水系河川整備基本方針 変更

（主に、気候変動を考慮した降雨量増大に対する変更）

3. 事業再評価

1. 事業再評価の目的

公共事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、事業採択後一定期間を経過した事業等の評価を行い、必要に応じその見直しを行うほか、事業の継続が適当と認められない場合には事業を中止するものである。

2. 事業評価監視委員会

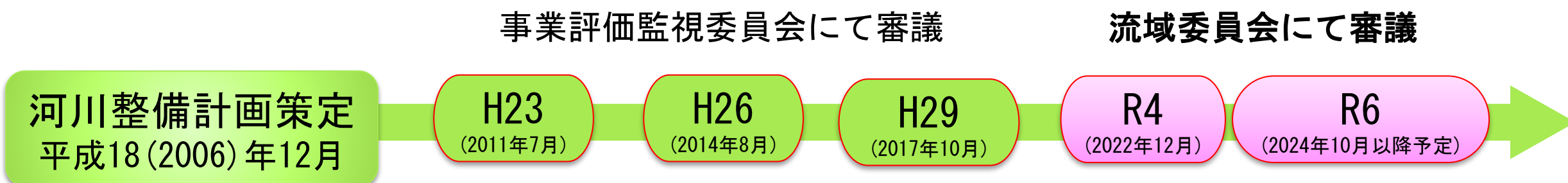
再評価の実施主体の長は、再評価、事後評価に当たって事業評価監視委員会を設置し、意見を聴き、その意見を尊重するものとする。

3. 流域委員会の位置付け

河川事業、ダム事業については、河川整備計画策定後、計画内容の点検のために学識経験者等から構成される委員会等が設置されている場合は、事業評価監視委員会に代えて当該委員会で審議を行うものとする。

「国土交通省所管公共事業の再評価実施要領」より抜粋

「手取川直轄河川改修事業」の事業再評価



<<参考>>事業評価（計画段階評価、事業再評価、事後評価）の対象事業

事業区分	事業名	北陸管内事例
河川事業	直轄河川改修事業	手取川直轄河川改修事業
	直轄河川改修事業（大規模事業）	信濃川河川改修事業（大河津分水路）
	特定構造物改築事業	
	高規格堤防整備事業	
	流域治水整備事業	
	消流雪用水導入事業	
	床上浸水対策特別事業	
	総合水系環境整備事業	信濃川総合水系環境整備事業
ダム事業	ダム建設事業	利賀ダム建設事業
	総合開発事業	
	ダム再編事業	大町ダム等再編事業
	ダム再生事業	
砂防事業	直轄砂防事業	手取川水系直轄砂防事業
	直轄火山砂防事業	
	地すべり対策事業	甚之助谷地区地すべり対策事業
海岸事業	直轄海岸保全施設整備事業	石川海岸直轄海岸保全施設整備事業

流域委員会にて審議

事業評価監視委員会にて審議

4. 流域委員会の進め方（令和6年度以降）

手取川水系河川整備計画

【令和6年度】

9月27日 第2回 流域委員会

【報告】

- ・ 河川整備基本方針変更
- ・ 令和4年8月出水状況及び
これまでの対応

【令和7年度以降】

- ・ 河川整備基本方針変更を踏まえた
河川整備計画変更に向けた議論

手取川直轄河川改修事業 事業評価

10月以降 第3回 流域委員会

【事業再評価の審議】

- ・ 事業費変更
(支川西川・熊田川合流点処理方法の変更)
(急流河川対策の実施箇所の変更)

- ・ 事業評価を適宜実施

《参考》 第1回手取川水系流域委員会（令和4年12月12日開催） 概要

●手取川水系河川整備計画の点検 結果

第1回流域委員会 議事(3)手取川水系河川整備計画の点検
資料5 P31 「7. 河川整備計画の点検の結果」より

河川整備の実施

[河川整備の実施に関する事項の進捗状況]

- 令和3年度末時点の堤防整備率は93.4%、急流河川対策の進捗率は67%である。今後、合流点処理に着手していくが、合流点処理が終了すると、現行の整備計画は完了に近づく。
- 手取川の石の河原を再生するため手取川自然再生事業を実施。工事の際は有識者の助言を得ながら多自然川づくりを推進。

[流域・社会情勢の変化]

- 手取川流域の関係市町村の人口は横ばい傾向、世帯数は増加傾向にある。
- 手取川流域の関係市町村の工業製品出荷額も増加傾向にあり、今後さらに発展が見込まれる重要なエリア。
- 北陸新幹線（金沢～敦賀間）が令和5年度（2023年度）に開業予定。
- 全国的な洪水の激甚化や気候変動による影響等、治水事業の必要性が増している。

[地域の意向]

- 地元自治体からは、手取川の早期改修について要望をいただいている。

[河川整備に関する新たな視点]

- 気候変動の影響や社会状況の変化などを踏まえ、河川の流域のあらゆる関係者が協働して流域全体で行う治水対策「流域治水」へ転換。手取川水系流域治水プロジェクトを公表。

[点検結果] 「河川整備計画を変更する」

現在の河川整備計画に基づく整備を引き続き進めながら、
気候変動等に伴う河川整備基本方針と河川整備計画の変更を行い、変更した整備計画に基づき河川整備を実施していく。

●手取川直轄河川改修事業の再評価 結果

第1回流域委員会 議事(4)手取川直轄河川改修事業の再評価
資料6-1 P18 「9. 対応方針(原案)」より

[対応方針] 「事業継続」

手取川直轄河川改修事業は、現時点（R4年12月）においても、その必要性・重要性は変わっておらず、事業進捗の見込みからも引き続き事業を継続することが妥当であると考えます。